

事 務 連 絡
令和2年6月26日

都道府県多文化共生施策担当課長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課補佐官 田 中 敏 之

新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者への対応等について（情報提供）

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難な永住者への対応について、本年6月29日以降、別添のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在留資格認定証明書の有効期間の取扱いについて、本年6月26日以降、別添3のとおり措置することとしましたので、あわせてお知らせします。

これらの措置については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html) にも掲載しています。

おって、都道府県担当者におかれましては、管下市区町村担当部局への周知にも努めていただきますようお願いいたします。

なお、外国人受入環境整備交付金の決定を受けた市区町村に対しては、当庁から本件内容等について直接お知らせしていることを申し添えます。

添付物

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方へ
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者への対応
- 3 在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて